

特定非営利活動法人日本 BPW 連合会認定 ダイバーシティ・エデュケーター資格認定審査委員会規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本 BPW 連合会(以下「日本 BPW 連合会」という)は、特定非営利活動法人日本 BPW 連合会認定ダイバーシティ・エデュケーター資格認定審査を行うために資格認定審査委員会(以下「委員会」という)を設ける。

(委員会の構成等)

第2条 日本 BPW 連合会執行役員会は、役員及び会員から委員若干名(5名程度)を選任する。

2. 委員の任期は、役員任期とし概ね2年程度とする。但し、再任を妨げない。
3. 委員会は、委員長1名を互選により選出し、その運営の適正を期するものとする。
4. 審査は、委員の5分の3以上の出席をもって成立する。
5. 第3条に規定する1号から4号において、委員の可否が同数の場合は委員長が決定する。

(業務内容)

第3条 委員は、次の業務を行う。

- 一 資格認定審査
- 二 資格レベル変更審査
- 三 連合会主催・共催・後援の講演会・研修会等研修ポイント認定の可否判断
- 四 別に定める特定非営利活動法人日本 BPW 連合会認定ダイバーシティ・エデュケーター資格認定審査規程第8条2項に関わる業務
- 五 審査結果の日本 BPW 連合会執行役員会への報告

(守秘)

第4条 委員は、その業務の実施に当たって不正行為を行ってはならない。また、業務上知り得た個人情報や審査過程等についてこれを他に口外してはならない。

(改正)

第5条 この規程の改正は、日本 BPW 連合会執行役員会議によって行う。

(実施)

第6条 この規程は、2020(令和2)年5月31日からこれを実施する。